鈴鹿市告示第２１８号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の２第１項の規定により地縁による団体の認可をしたので、同条第１０項の規定により次のとおり告示する。

令和８年１０月２９日

鈴鹿市長　末　松　則　子

１　名称

越知町自治会

２　規約に定める目的

本会は、以下に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

（１）　会員の相互親睦に関すること。

（２）　防火、防犯、防災及び交通事故防止等に関すること。

（３）　回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡に関すること。

（４）　美化及び清掃等区域内の環境の整備に関すること。

（５）　集会施設の維持管理に関すること。

（６）　その他目的を達成するために必要なこと。

３　区域

本会の区域は、別表に定める区域とする。

４　主たる事務所

本会の主たる事務所は、鈴鹿市越知町１３８番地の正覚寺に置く。

５　代表者の氏名

宮﨑　克己

６　裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

無し

７　代理人の有無

無し

８　規約に定める解散の事由

本会は、地方自治法第２６０条の２０の規定により解散する。

総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の４分の３以上の承諾を得なければならない。

９　認可年月日

令和８年１０月２２日

別表

鈴鹿市越知町243-3、徳田64号線、越知町244-1、御薗65号線、越知町229、244-7、230-2、244-8、324-1、越知20号線、越知町333、御薗6号線、越知町734-1、734-2、735-1、732、731、746、748、754，755、756，767、766-1、766-2、760、765、764、763、761、762-1，762-2、759-2、759-1、758、747、727、726、725、724、723、722、郡山町1535、越知町712、郡山町1650、1649，1619、1618、1617-2、1616-2、郡山33号線、郡山町1611、1627、1629-1、1629-3、1630-5、1630-2、秋永郡山線、郡山町1682-1、1685、1681-1、1680、1679、1674、1673、1672、1675，1676、1668、1669、越知町649、648、647、646-2、645、633、616-1、24-2、越知22号線、二級河川中ノ川、越知18号線、越知9号線に囲まれた区域とする。